

第 32 期 東京都青少年問題協議会 第 1 回総会

令和元年 10 月 25 日（金曜日）
午後 3 時～午後 4 時 30 分
第一本庁舎 4 2 階 特別会議室 A

次 第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 会長挨拶（東京都副知事 代読）
- 4 副会長互選
- 5 諮問事項
- 6 協議会の運営
- 7 東京都子供・若者計画の改定に向けて
- 8 意見交換
- 9 閉 会

第 3 2 期東京都青少年問題協議会委員名簿

(敬称略)

令和元年10月25日現在

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	小 池 百合子	東京都知事	
都議会議員 6 人	内 山 真 吾 つじの 栄 作 大 松 あきら 米 倉 春 奈 原 のり子 西 沢 けいた	東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員	
区長・市長 2 人	斉 藤 猛 長 友 貴 樹	江戸川区長 調布市長	
学識経験者 (若者支援 部会) ※50音順	井 利 由 利 河 野 久 忠 古 賀 正 義 小 西 暁 和 土 井 隆 義 仲 野 由佳理 堀 有喜衣	臨床心理士、精神保健福祉士、公益社団法人青少年健康センター理事 特定非営利活動法人青少年自立援助センター理事長 中央大学教授 早稲田大学法学学術院教授 筑波大学教授 公募（日本大学・東京外国語大学 非常勤講師） 独立行政法人労働政策研究・研修機構 主任研究員	
学識経験者 (児童健全育成 部会) ※50音順	上 沼 紫 野 大 屋 雄 裕 木 村 光 江 坂 元 章 茂 呂 絹 枝 山 本 龍 彦 吉 田 奨	弁護士、虎ノ門南法律事務所 慶応義塾大学教授 首都大学東京大学院教授 お茶の水女子大学教授 公募（東京更生保護女性連盟 会長） 慶応義塾大学法科大学院教授 一般社団法人セーフターインターネット協会専務理事	
関係行政庁 の職員 5 人	小 林 博 志 森 伸 子 宮 田 祐 良 澁 谷 博 之 勝 田 和 彦	東京労働局職業安定部長 東京矯正管区第三部長 東京保護観察所長 東京地方検察庁刑事部長 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	
東京都の 職員 8 人	山 手 斉 國 枝 治 男 箕 輪 泰 夫 浜 佳葉子 内 藤 淳 村 松 明 典 藤 田 裕 司 青 木 樹 哉	東京都政策企画局長 東京都都民安全推進本部長 東京都総務局理事（人権担当） 東京都生活文化局長 東京都福祉保健局長 東京都産業労働局長 東京都教育委員会教育長 警視庁生活安全部長	

第32期東京都青少年問題協議会幹事名簿

(敬称略)

令和元年10月25日現在

職名	氏名	連絡先
政策企画局政策調整部長	小笠原 雄一	
都民安全推進本部総合推進部長	森山 寛司	
総務局人権部長	堀越 弥栄子	
財務局主計部長	山田 忠輝	
生活文化局広報広聴部長	久故 雅幸	
生活文化局私学部長	濱田 良廣	
都市整備局市街地建築部長	青柳 一彦	
福祉保健局総務部長	雲田 孝司	
福祉保健局少子社会対策部長	谷田 治	
福祉保健局健康安全部長	高橋 博則	
産業労働局総務部長	坂本 雅彦	
産業労働局雇用就業部長	篠原 敏幸	
建設局公園緑地部長	古川 浩二	
港湾局総務部長	梅村 拓洋	
教育庁総務部長	安部 典子	
教育庁指導部長	増田 正弘	
教育庁地域教育支援部長	太田 誠一	
警視庁生活安全部少年育成課長	太田 一豊	
東京保護観察所民間活動支援専門官	熊坂 洋三	
東京家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	木村 直樹	

地方青少年問題協議会法

昭和 28 年 7 月 25 日法律第 83 号

最終改正

平成 25 年 6 月 14 日法律第 44 号

(設置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(附則以下 略)

東京都青少年問題協議会条例

制定 昭和 28 年 10 月 20 日条例第 1 0 1 号

改正 平成 12 年 10 月 13 日条例第 1 7 1 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日条例第 1 2 号

(設 置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 2 8 年法律第 8 3 号）第 1 条の規定に基づき、東京都に、知事の附属機関として、東京都青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組 織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員 3 5 人以内をもつて組織する。

2 会長は、知事をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者につき、知事が任命し、又は委嘱する。

一 東京都議会議員 6 人

二 学識経験者 1 6 人以内

三 関係行政庁の職員 5 人以内

四 東京都の職員 8 人以内

(委員の任期)

第 3 条 前条第二号の委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長をおく。

3 副会長は、委員が互選する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招 集)

第 5 条 協議会は、知事が招集する。

(専門委員)

第 6 条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから、知事が委嘱する。

(定数及び表決数)

第 7 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委 任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則（昭和 28 年 10 月 20 日条例第 1 0 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 2 8 年 7 月 2 5 日から適用する。

附 則（平成 12 年 10 月 13 日条例第 1 7 1 号）

この条例は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日条例第 1 2 号）

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

東京都青少年問題協議会要綱

(委員の構成)

第1条 東京都青少年問題協議会条例（昭和28年東京都条例第101号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する関係行政庁の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。

- 1 東京労働局職業安定部長
- 2 東京矯正管区第三部長
- 3 東京保護観察所長
- 4 東京地方検察庁刑事部長
- 5 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官

2 条例第2条第4号に規定する東京都の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。

- 1 政策企画局長
- 2 都民安全推進本部長
- 3 総務局理事
- 4 生活文化局長
- 5 福祉保健局長
- 6 産業労働局長
- 7 教育長
- 8 警視庁生活安全部長

(協議題の付議)

第2条 委員が協議のための議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要資料を協議会開催予定日の10日前までに都民安全推進本部総合推進部に送付するものとする。

(幹事会等)

第3条 東京都青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に幹事及び書記若干を置く。

- 2 幹事及び書記は、東京都の職員及び関係行政庁の職員のうちから知事が任命又は委嘱する。
- 3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。
- 4 書記は、会長の命を受け事務に従事する。
- 5 協議会の庶務は、都民安全推進本部総合推進部において行う。

付 則

この要綱は、昭和28年10月30日から施行する。

付 則（最終改正）

この要綱は、令和元年9月12日から施行する。

「東京都青少年問題協議会要綱」第3条第2項に基づく幹事の職

政策企画局	政策調整部長
都民安全推進本部	総合推進部長
総務局	人権部長
財務局	主計部長
生活文化局	広報広聴部長
生活文化局	私学部長
都市整備局	市街地建築部長
福祉保健局	総務部長
福祉保健局	少子社会対策部長
福祉保健局	健康安全部長
産業労働局	総務部長
産業労働局	雇用就業部長
建設局	公園緑地部長
港湾局	総務部長
教育庁	総務部長
教育庁	指導部長
教育庁	地域教育支援部長
警視庁	生活安全部少年育成課長
東京保護観察所	民間活動支援専門官
東京家庭裁判所	次席家庭裁判所調査官

諮 問

3 1 都安総若第 3 4 5 号

東京都青少年問題協議会

会長 小池百合子 殿

現代の子供・若者を取り巻く環境は、少子高齢化、情報化、国際化などの進展により、目まぐるしく変化しています。また、困難を有する若者については、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていることが指摘されています。

子供・若者の育成支援については、都、区市町村、国、関係団体などの各主体がそれぞれの分野で実施しているところですが、各主体の連携を一層深め、施策を更に推進していくことが重要です。

東京都は、平成 27 年 8 月、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「東京都子供・若者計画」を策定しました。

本計画は、今年度をもって計画期間が終了することから、より充実したものへと改定するため、貴協議会において内容を検討いただき、所要の結論を得る必要があります。

よって、下記事項について諮問します。

令和元年 10 月 25 日

東京都知事 小池百合子

記

「東京都子供・若者計画」の改定について

第 32 期 東京都青少年問題協議会の運営について（案）

1 東京都青少年問題協議会の運営について

学識経験者の委員により構成する専門部会（「若者支援部会」（※1）及び「児童健全育成部会」（※2））を設置し、各々検討・審議を行う。（名簿は別紙のとおり）

※1 若者支援部会

「東京都子供・若者計画の改定について」を検討・審議

※2 児童健全育成部会

「青少年の健全育成に係る課題について（案）」を検討・審議

会議日程（予定）

開催時期	審議
令和元年 10 月 25 日	東京都青少年問題協議会 第 1 回総会 <ul style="list-style-type: none"> ・副会長の選任 ・協議会の運営について ・諮問事項について
令和元年 10 月～翌 1 月	専門部会（若者支援部会）における検討
令和 2 年 1～2 月	拡大専門部会 <ul style="list-style-type: none"> ・中間（案）まとめ <p>パブリックコメント実施</p>
令和 2 年 3 月	東京都青少年問題協議会 第 2 回総会 <ul style="list-style-type: none"> ・答申「東京都子供・若者計画の改定について」 <p>⇒計画策定・公表</p>
令和 2 年 4 月以降	専門部会（児童健全育成部会）における検討

2 東京都青少年問題協議会の公開等について

(1) 会議

協議会は公開で行うものとする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。また、公開する場合においても、東京都議会傍聴規則第11条（※1）に定める者については、傍聴席に入ることができない。

会議を傍聴しようとする者は、所定の書面に氏名、住所又は名称及び連絡先を明記しなければならない。

(2) 会議の公開

「附属機関等設置運営要綱」（62総総行第5号）第6の2に基づき原則として公開とするが、以下の場合には、傍聴を禁止又は制限することもあり得る。

- ① 傍聴の希望人数が会場の収容人数を超える場合
- ② 個人のプライバシー保護、企業秘密保護の必要がある場合及び法令等により公開が禁止されている場合
- ③ 傍聴により委員間の率直な意見の交換等が阻害されると会長が判断した場合
- ④ その他の理由により、出席の委員の過半数が審議を非公開とすることに同意した場合

(3) 開催告知

- ① 開催日時及び場所等の告知は、原則として、会議開催の10日前までに、東京都のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。
- ② 告知内容
開催日時、場所、議題、傍聴の可否
傍聴可の場合（受付時間、傍聴可能者数、傍聴にあたっての留意事項）

(4) 議事録の公開

- ① 原則として、ホームページ及び東京都の都民情報ルームにて公開とする。ただし、会長は、(2)②及び③に該当すると認めるとき、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とする。
- ② 前項により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開する。
- ③ 委員は、議事録の確定前に会議の内容について、公開しない。

(5) 会議資料の公開

原則として、総会終了後に、ホームページにて公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(6) その他

これに定めるもののほか、会議の議事手続及びその他会議運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

(※1)

東京都議会傍聴規則（昭和49年議会規則第1号）

（傍聴席に入ることができない者）

第十一条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 拡声器、無線機の類を携帯している者
- 三 張り紙、ビラ、ブラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- 四 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- 五 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（ただし、傍聴腕章を着用する者を除く。）
- 六 酒気を帯びている者
- 七 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
（傍聴人の守るべき事項）

第十二条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- 三～五 略

（傍聴人の退場）

第十五条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 議長が秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- 二 傍聴人がこの規則に違反し、議長が退場を命じたとき。

[参考]

東京都情報公開条例（平成11年条例第5号）

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～四 略

五 都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（六～七 略）

【傍聴に当たっての留意事項】

- 1 会議中は、静粛にし、次の事項を守ってください。
 - (1) 携帯電話、スマートフォン等の電源は、必ず切ること。
 - (2) 指定の場所に着席してください。
 - (3) 発言に対して批評をしたり、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
 - (4) 飲食又は談笑をしないこと。
 - (5) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと（病気その他正当な理由がある場合は、申し出てください。）。
 - (6) その他、総会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

- 2 携帯禁止物品の所持について質問を受けた場合に、これに応じないときは、入場を禁止することがあります。

- 3 総会での写真撮影や録音、録画及び会議中の会議の内容に係る電子メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ツイッター、フェイスブック、ライン等）による発信は禁止とします。

- 4 審議の非公開の議決があった場合は、速やかに退出願います。

- 5 資料の内容によっては、持ち帰りができない場合があります。

- 6 傍聴を希望される方は、事前に電子メール又はファックス送信により、開催日の前々営業日の正午までに事務局へ申込みください。傍聴希望者が多数の場合は、事務局で抽選により決定します。

電子メール：S1060105@section.metro.tokyo.jp
FAX番号：(03)5388-1217

※ 氏名、緊急時の連絡先、傍聴を希望される会議名を記入願います。

- 7 その他、不明な点は係員の指示に従ってください。

[携帯禁止物品]

銃器、棒、拡声器、無線機、ICレコーダー、カメラ、張り紙、ビラ、プラカード
旗、のぼり、垂れ幕、はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット
その他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物